

平成30年2月2日

平成30年登米市議会定例会
2月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
報 告 第 1 号	専決処分の報告について	6
報 告 第 2 号	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について	7
報 告 第 3 号	農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について	10
報 告 第 4 号	登米市営住宅条例及び登米市定住促進住宅条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	12
報 告 第 5 号	登米市企業立地促進条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	14
議 案 第 1 号	平成 29 年度登米市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
議 案 第 2 号	平成 29 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）	別冊
議 案 第 3 号	平成 29 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議 案 第 4 号	平成 29 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議 案 第 5 号	平成 29 年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議 案 第 6 号	平成 29 年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）	別冊
議 案 第 7 号	平成 29 年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議 案 第 8 号	平成 29 年度登米市水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議 案 第 9 号	平成 29 年度登米市病院事業会計補正予算（第 5 号）	別冊
議 案 第 10 号	平成 29 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 5 号）	別冊
議 案 第 11 号	平成 30 年度登米市一般会計予算	別冊
議 案 第 12 号	平成 30 年度登米市国民健康保険特別会計予算	別冊

議案第 13 号	平成 30 年度登米市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 14 号	平成 30 年度登米市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 15 号	平成 30 年度登米市土地取得特別会計予算	別冊
議案第 16 号	平成 30 年度登米市下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 17 号	平成 30 年度登米市宅地造成事業特別会計予算	別冊
議案第 18 号	平成 30 年度登米市水道事業会計予算	別冊
議案第 19 号	平成 30 年度登米市病院事業会計予算	別冊
議案第 20 号	平成 30 年度登米市老人保健施設事業会計予算	別冊
議案第 21 号	登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	16
議案第 22 号	登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について	18
議案第 23 号	登米市保育所設置条例の一部を改正する条例について	19
議案第 24 号	登米市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	20
議案第 25 号	登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について	21
議案第 26 号	登米市介護保険条例の一部を改正する条例について	23
議案第 27 号	登米市都市公園条例の一部を改正する条例について	24
議案第 28 号	登米市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について	25
議案第 29 号	市道路線の認定について	27
議案第 30 号	市道路線の廃止について	42
議案第 31 号	平成 29 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について	51

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成30年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	三浦隆悦
住所	登米市南方町

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
営造物の 管理瑕疵	平成29年12月22日	平成29年12月6日、登米市東和町米谷字稲荷地内の市道において、相手方車両が通行した際、横断側溝のグレーチング蓋が跳ね上がり、相手方車両を破損させたもの。	198,912円 その余の請求を 放棄

報告第2号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について

平成30年1月16日、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成30年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

専 決 処 分 書

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 1 月 16 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）

第 1 条 登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 20 年登米市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例

第 1 条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第 9 条第 1 項」を「第 4 条第 2 項第 1 号」に、「同意集積区域」を「促進区域」に改める。

第 2 条中「同意集積区域内」を「促進区域内」に、「法第 5 条第 5 項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本計画」を「法第 4 条第 6 項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本計画」に、「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 3 月 31 日」に、「第 15 条第 2 項」を「第 14 条第 2 項」に、「承認企業立地計画に従って法第 9 条第 1 項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令」を「承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条

の地方公共団体等を定める省令」に、「第3条」を「第2条」に、「第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって、省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者」を「第13条第4項の規定により承認を受けた事業者」に、「第5条第2号」を「第3条第2号」に改める。

(登米市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正)

第2条 登米市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成22年登米市条例第44号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登米市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第10条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第3条の表中「法第10条第1項に規定する同意企業立地重点促進区域(長沼工業団地の区域に属するものに限る。)」を「法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第3号

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について

平成30年1月16日、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成30年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

専 決 処 分 書

農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 1 月 16 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（登米市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止）

第1条 登米市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年登米市条例第68号）は、廃止する。

（登米市農村地域工業等導入促進審議会条例の一部改正）

第2条 登米市農村地域工業等導入促進審議会条例（平成17年登米市条例第181号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登米市農村地域への産業の導入の促進等に関する審議会条例

第1条中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「第18条第2項及び第3項」を「第14条第2項及び第3項」に、「農村地域工業導入促進審議会」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する審議会」に改める。

第2条中「第18条第2項」を「第14条第2項」に、「農村地域工業導入促進審議会」を「登米市農村地域への産業の導入の促進等に関する審議会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第4号

登米市営住宅条例及び登米市定住促進住宅条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

平成30年1月16日、登米市営住宅条例（平成17年登米市条例第209号）及び登米市定住促進住宅条例（平成21年登米市条例第38号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成30年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

専 決 処 分 書

登米市営住宅条例（平成 17 年登米市条例第 209 号）及び登米市定住促進住宅条例（平成 21 年登米市条例第 38 号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 1 月 16 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市営住宅条例及び登米市定住促進住宅条例の一部を改正する条例
（登米市営住宅条例の一部改正）

第 1 条 登米市営住宅条例（平成 17 年登米市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「第 10 条」を「第 11 条」に改める。

第 14 条第 1 項中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 16 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

第 40 条及び第 41 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

（登米市定住促進住宅条例の一部改正）

第 2 条 登米市定住促進住宅条例（平成 21 年登米市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第5号

登米市企業立地促進条例の一部を改正する条例に係る専決処 分の報告について

平成30年1月16日、登米市企業立地促進条例（平成18年登米市条例第61号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成30年2月2日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

登米市企業立地促進条例（平成 18 年登米市条例第 61 号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 1 月 16 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市企業立地促進条例の一部を改正する条例

登米市企業立地促進条例（平成18年登米市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第17条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例」を「登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

登米市個人情報保護条例（平成17年登米市条例第18号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 2 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例

登米市個人情報保護条例（平成 17 年登米市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第 2 条中第 9 号を第 10 号とし、第 3 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第5条第3項中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報（本人の信条及び社会的身分が含まれる個人情報に限る。）」に改め、同項ただし書中「個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第6条中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録（以下「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第12条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第13条第1項中「前条第1項第1号から第6号まで及び第8号」を「前条第1項第1号から第7号まで及び第9号」に改める。

第13条の2第1項中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第13条の2第2項第10号中「第2条第4号イ」を「第2条第5号イ」に改める。

第13条の3第1項中「前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号」を「前条第1号から第7号まで、第9号及び第10号」に改め、同条第3項中「前条第1項第5号若しくは第6号」を「前条第1項第5号若しくは第7号」に改める。

第16条第3号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第17条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第39条中「第2条第4号ア」を「第2条第5号ア」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(登米市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

2 登米市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年登米市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第5号」を「第2条第6号」に改める。

議案第 22 号

登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について

登米市立学校設置条例（平成17年登米市条例第77号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 2 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市立学校設置条例の一部を改正する条例

登米市立学校設置条例（平成 17 年登米市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号の表佐沼幼稚園の項、米谷幼稚園の項及び西郷幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

登米市保育所設置条例の一部を改正する条例について

登米市保育所設置条例（平成17年登米市条例第111号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 2 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市保育所設置条例の一部を改正する条例

登米市保育所設置条例（平成 17 年登米市条例第 111 号）の一部を次のように改正する。

別表登米市登米保育所の項及び登米市米谷保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

登米市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

登米市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第114号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 2 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

登米市子ども医療費の助成に関する条例（平成 17 年登米市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「15 歳」を「18 歳」に、「者」を「間にある者（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 753 条の規定により成年に達したとみなされた者を除く。）」に改め、同条第 2 項第 2 号中「と同居してこれを」を「を現に」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について

登米市児童厚生施設条例（平成17年登米市条例第115号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 2 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例

登米市児童厚生施設条例（平成17年登米市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表米山児童館の項中「登米市米山町西野字小路裏103番地」を「登米市米山町西野字西小路裏103番地」に改め、同条第2号の表迫梅ヶ沢児童遊園の項中「登米市迫町新田字下板橋2番地2」を「登米市迫町新田字下板橋2番地18」に改め、同表迫谷地児童遊園の項中「登米市迫町北方字新谷地13番地」を「登米市迫町北方字新谷地113番地」に改め、同表迫八幡児童遊園の項中「登米市迫町佐沼字鉄砲丁11番地3」を「登米市迫町佐沼字鉄砲丁31番地3」に改め、同表迫山ノ神児童遊園の項中「登米市迫町新田字山の神190番地」を「登米市迫町新田字山ノ神190番地」に改め、同表迫立戸児童遊園の項中「登米市迫町新田字北立戸28番地210」を「登米市迫町新田字北立戸128番地210」に改め、同表迫吐出児童遊園の項中「登米市迫町森字吐出17番地」を「登米市迫町森字吐出390番地2」に改め、同表豊里下町児童遊園の項を削り、同表米山羽黒児童遊園の項中「登米市米山町字桜岡久須田1番地」を「登米市米山町字桜岡新楠田46番地」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の表の改正規定及び同条第2号の表の改正規定（豊里下町児童遊園の項を削る改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

（登米市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 登米市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年登米市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表児童厚生施設運営委員会の項を削る。

議案第 26 号

登米市介護保険条例の一部を改正する条例について

登米市介護保険条例（平成17年登米市条例第142号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 2 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市介護保険条例の一部を改正する条例

登米市介護保険条例（平成17年登米市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同項第1号中「35,928円」を「40,800円」に改め、同項第2号及び第3号中「53,892円」を「61,200円」に改め、同項第4号中「64,668円」を「73,440円」に改め、同項第5号中「71,856円」を「81,600円」に改め、同項第6号中「86,220円」を「97,920円」に改め、同項第7号中「93,408円」を「106,080円」に改め、同項第8号中「107,784円」を「122,400円」に改め、同項第9号中「122,148円」を「138,720円」に改め、同条第2項中「平成27年度及び平成28年度の各年度」を「平成30年度」に改め、「32,336円」を「36,720円」に改める。

第10条第1項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる者以外の者で特別の事情のある者

第21条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 27 号

登米市都市公園条例の一部を改正する条例について

登米市都市公園条例（平成17年登米市条例第202号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 2 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市都市公園条例の一部を改正する条例

登米市都市公園条例（平成 17 年登米市条例第 202 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「第 1 項」を「前項」に改める。

第 26 条第 1 項及び第 28 条中「、第 3 項及び第 4 項」を「及び第 3 項」に改める。

第 30 条中「第 18 条」を「第 28 条」に改める。

別表第 2 の 2 の表中「別表第 2 の 2 の表中「310 円」を「300 円」に、「480 円」を「470 円」に、「650 円」を「630 円」に、「280 円」を「270 円」に、「450 円」を「440 円」に、「620 円」を「600 円」に、「28 円」を「27 円」に、「12 円」を「11 円」に、「17 円」を「16 円」に、「25 円」を「24 円」に、「34 円」を「33 円」に、「50 円」を「49 円」に、「67 円」を「65 円」に、「120 円」を「110 円」に、「170 円」を「160 円」に、「340 円」を「330 円」に、「8 円」を「7 円」に、「76 円」を「67 円」に、「560 円」を「540 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市都市公園条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

議案第 28 号

登米市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

登米市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 24 年登米市条例第 33 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 2 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

登米市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 24 年登米市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「登米市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例」を「登米市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例」に改める。

別表 1 種区域の項を次のように改める。

1 種区域	登米市迫町北方字東富永 1 番から 3 番まで、5 番、6 番、7 番 1 から 7 番 3 まで、8 番 1、8 番 2、8 番 5 から 8 番 7 まで、10 番、41 番から 48 番まで、51 番、字川戸沼 20 番 2、24 番 6、24 番 8、55 番 1、55 番 2、56 番 1、56 番 3、59 番 1、59 番 2、60 番、61 番 1、61 番 2 及び 64 番 1	100 分の 1 以上	100 分の 1 以上
	登米市迫町北方字大洞 72 番 2、72 番 4 から 72 番 6 まで、104 番 2、104 番 17 から 104 番 19 まで及び		

104 番 20		
登米市登米町登米字日野渡鼬沢 3 番 2、4 番 2、16 番 2、23 番 2、24 番 3、25 番 1、25 番 2、26 番、27 番、29 番から 32 番まで、33 番 1 から 33 番 3 まで、34 番、35 番、37 番 1 から 37 番 3 まで、38 番 1、43 番 3、47 番 3、48 番 5、51 番 4、62 番 3、63 番 4、105 番 2、108 番 2、109 番 2、字日野渡蛭沢 7 番 2、9 番 3、15 番 2、16 番 2、19 番、20 番 2、25 番 9 及び 203 番		

別表 2 種区域の項中

「

登米市米山町字善王寺石神 68 番、75 番 2、80 番 2 及び 82 番 2
登米市迫町北方字川戸沼 20 番 2、24 番 6、24 番 8、55 番 1、55 番 2、56 番 1、56 番 3、59 番 1、59 番 2、60 番 及び 61 番 2

「

登米市米山町字善王寺石神 68 番、75 番 2、80 番 2 及び 82 番 2

を

に

」

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第29号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)
10032	梅ノ木・平柳線	登米市迫町佐沼字梅ノ木五丁目 8番1地先 登米市迫町森字平柳 245番1地先（左）	2000.0	16.0～ 16.0
42005	中田中央線	登米市中田町上沼字大柳 6番3地先 登米市中田町上沼字新揚地 9番地先	1420.7	3.6～ 15.3
42382	小塚・新寺浦線	登米市中田町石森字新茨島 4番2地先 登米市中田町石森字新寺浦 216番1地先	1125.0	4.9～ 6.6
42383	新田浦蓬田2号線	登米市中田町石森字新寺浦 271番4地先 登米市中田町石森字新蓬田 65番地先	848.8	2.6～ 5.8
42384	新田浦蓬田1号線	登米市中田町上沼字新田浦 131番地先 登米市中田町石森字新寺浦 150番地先	1295.5	5.0～ 7.6

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
42385	石森大柳 1 号線	登米市中田町石森字新茨島 311 番 2 地先 登米市中田町上沼字新田浦 6 番地先	1401.3	5.0～ 5.9
42386	石森大柳 2 号線	登米市中田町石森字新茨島 97 番地先 登米市中田町上沼字新大柳浦 107 番地先	1434.7	4.9～ 6.8
42387	小塚 6 号線	登米市中田町石森字小塚前 245 番 2 地先 登米市中田町石森字小塚前 271 番地先	295.2	4.8～ 6.9
42388	石森大柳 3 号線	登米市中田町石森字小塚前 147 番 2 地先 登米市中田町上沼字新大柳浦 3 番地先	1101.1	4.9～ 7.8
42389	小塚 5 号線	登米市中田町石森字小塚 91 番 2 地先 登米市中田町石森字小塚 141 番 3 地先	294.1	3.0～ 5.1
42390	小塚 7 号線	登米市中田町石森字小塚前 1 番 3 地先 登米市中田町上沼字新揚地 174 番 2 地先	211.4	3.0～ 6.6
42391	小塚 8 号線	登米市中田町石森字小塚前 26 番 2 地先 登米市中田町石森字小塚前 65 番 6 地先	73.0	4.9～ 5.6
42392	新二丁田小塚線	登米市中田町上沼字新揚地 17 番地先 登米市中田町石森字小塚前 31 番 4 地先	938.6	4.9～ 5.2

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
42393	桜場排水北線	登米市中田町上沼字新揚地 29 番 1 地先 登米市中田町石森字新寺浦 292 番 1 地先	2262.0	5.0～ 8.1
42394	桜場排水線	登米市中田町石森字蓬田 431 番 1 地先 登米市中田町石森字新小塚渡 8 番地先	2389.9	2.2～ 9.1
42395	新田浦蓬田 3 号線	登米市中田町石森字町 167 番 4 地先 登米市中田町石森字新新田 267 番地先	120.2	2.7～ 5.6
42396	落江線	登米市中田町石森字新蓬田 79 番地先 登米市中田町石森字新新田 264 番 1 地先	521.6	1.8～ 5.3
42397	森越戸江線	登米市中田町石森字蓬田 390 番地先 登米市中田町石森字新蓬田 20 番地先	72.9	2.7～ 6.3
42398	新蓬田 2 号線	登米市中田町石森字新蓬田 60 番 2 地先 登米市中田町石森字新蓬田 46 番地先(左)	106.6	2.9～ 3.8
42399	新蓬田 3 号線	登米市中田町石森字新蓬田 69 番地先 登米市中田町石森字蓬田 354 番 3 地先	49.8	5.0～ 5.0
42400	新蓬田 4 号線	登米市中田町石森字蓬田 348 番 7 地先 登米市中田町上沼字御藏 290 番地先	308.0	5.0～ 8.3

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
42401	中才裏御藏線	登米市中田町上沼字中才裏 318番1地先 登米市中田町上沼字御藏 290番地先	2186.6	4.0～ 7.6
42402	中才裏2号線	登米市中田町上沼字中才裏 115番2地先 登米市中田町上沼字中才裏 132番2地先	217.0	5.0～ 5.1
42403	中才裏3号線	登米市中田町上沼字中才裏 161番2地先 登米市中田町上沼字中才裏 201番1地先	464.2	4.5～ 5.4
42404	新田浦3号線	登米市中田町石森字蓬田 295番地先 登米市中田町上沼字新田浦 66番地先	97.9	2.5～ 3.9
42405	新田浦大柳揚水機場 線	登米市中田町上沼字中才裏 133番地先 登米市中田町上沼字新田浦 62番地先	1003.3	3.7～ 4.1
42406	大柳浦1号線	登米市中田町上沼字大柳浦 84番1地先 登米市中田町上沼字新田浦 4番地先	84.1	2.1～ 2.4
42407	大柳浦2号線	登米市中田町上沼字新大柳浦 237番地先 登米市中田町上沼字新大柳浦 232番1地先	67.0	3.8～ 3.8
42408	大柳浦3号線	登米市中田町上沼字新大柳浦 237番地先 登米市中田町上沼字新大柳浦 242番地先	149.6	2.1～ 4.8

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
42409	大柳1号線	登米市中田町上沼字大柳 92番1地先 登米市中田町上沼字中才裏 5番地先	220.7	2.2～ 4.1
42410	大柳2号線	登米市中田町上沼字大柳 18番1地先 登米市中田町上沼字中才裏 57番地先	409.1	1.6～ 4.2
42411	小塚前・中才裏1号線	登米市中田町石森字小塚前 63番3地先 登米市中田町上沼字中才裏 114番2地先	491.0	4.9～ 5.0
42412	小塚前・中才裏2号線	登米市中田町石森字小塚前 33番3地先 登米市中田町上沼字中才裏 162番2地先	492.2	4.8～ 5.1
42413	八幡浦8号線	登米市中田町上沼字八幡浦 110番1地先 登米市中田町上沼字八幡浦 119番1地先	168.5	4.0～ 4.5
42414	要害浦1号線	登米市中田町上沼字北要害浦 28番地先 登米市中田町上沼字北要害浦 106番地先(左)	241.3	4.5～ 5.0
42415	要害浦3号線	登米市中田町上沼字北要害浦 114番地先 登米市中田町上沼字北要害浦 29番地先	291.4	4.5～ 4.6
42416	新二丁田1号線	登米市中田町上沼字新二丁田 93番地先 登米市中田町上沼字新二丁田 97番地先	59.9	2.0～ 2.2

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
42417	金谷・大柳浦線	登米市中田町上沼字新二丁田 157番1地先 登米市中田町上沼字北要害浦 198番地先	1227.2	4.0～ 7.8
42418	神ノ木浦1号線	登米市中田町上沼字新二丁田 63番2地先 登米市中田町上沼字新二丁田 78番地先(左)	175.0	4.0～ 5.6
42419	神ノ木浦3号線	登米市中田町上沼字新二丁田 63番2地先 登米市中田町上沼字境後 40番1地先	220.5	4.0～ 6.4
42420	要害浦4号線	登米市中田町上沼字北要害浦 197番地先 登米市中田町上沼字北要害浦 191番地先	51.4	4.0～ 4.9
42421	要害浦5号線	登米市中田町上沼字北要害浦 198番地先 登米市中田町上沼字南要害浦 256番地先	306.0	4.5～ 7.8
42422	八幡浦1号線	登米市中田町上沼字八幡浦 262番地先 登米市中田町上沼字八幡浦 12番地先	411.9	5.0～ 5.5
42423	八幡浦3号線	登米市中田町上沼字八幡浦 360番地先 登米市中田町上沼字八幡浦 266番地先	421.2	4.0～ 5.0
42424	八幡浦4号線	登米市中田町上沼字八幡浦 314番地先 登米市中田町上沼字八幡浦 337番1地先	141.4	2.5～ 2.6

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
42425	八幡浦5号線	登米市中田町上沼字八幡浦 320番地先 登米市中田町上沼字八幡浦 321番地先(左)	56.0	1.8～ 3.1
42426	八幡浦6号線	登米市中田町上沼字館浦 88番4地先 登米市中田町上沼字館浦 86番地先	151.7	2.0～ 5.5
42427	八幡浦7号線	登米市中田町上沼字八幡浦 273番地先(右) 登米市中田町上沼字八幡浦 311番地先	256.0	2.5～ 2.6
42428	中才裏1号線	登米市中田町上沼字中才裏 326番地先 登米市中田町上沼字中才裏 265番地先	210.1	5.0～ 6.0
42429	小神1号線	登米市中田町上沼字要害 75番3地先 登米市中田町上沼字要害 88番1地先	92.9	2.7～ 4.2
42430	東金谷4号線	登米市中田町上沼字新東金谷 3番地先(右) 登米市中田町上沼字新東金谷 1番1地先	230.1	4.0～ 5.1
42431	東金谷2号線	登米市中田町上沼字新東金谷 1番2地先 登米市中田町上沼字新東金谷 1番4地先	52.9	3.5～ 3.8
42432	東金谷5号線	登米市中田町上沼字金谷 48番1地先 登米市中田町上沼字新東金谷 27番地先	390.5	3.0～ 6.5

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
42433	駒牽1号線	登米市中田町石森字蓬田 2番1地先 登米市中田町石森字蓬田 3番5地先	77.9	2.5～ 3.3
42434	駒牽12号線	登米市中田町石森字北駒牽 265番1地先 登米市中田町石森字蓬田 15番1地先	210.9	5.0～ 7.0
42435	駒牽6号線	登米市中田町石森字駒牽 374番1地先 登米市中田町石森字北駒牽 265番2地先	485.5	5.0～ 6.5
42436	駒牽8号線	登米市中田町石森字駒牽 377番2地先(右) 登米市中田町石森字北駒牽 248番地先	160.5	1.9～ 2.2
42437	駒牽11号線	登米市中田町石森字駒牽 413番4地先 登米市中田町石森字蓬田 15番5地先	506.6	4.0～ 7.2
42438	駒牽2号線	登米市中田町石森字蓬田 19番地先 登米市中田町石森字蓬田 13番1地先	139.8	2.7～ 5.5
42439	駒牽3号線	登米市中田町石森字蓬田 42番1地先 登米市中田町石森字北駒牽 183番地先	210.6	5.0～ 6.4
42440	駒牽7号線	登米市中田町石森字蓬田 57番2地先 登米市中田町石森字北駒牽 57番地先	716.8	4.7～ 7.0

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
42441	駒牽4号線	登米市中田町石森字蓬田 58番1地先 登米市中田町石森字蓬田 57番4地先	58.9	3.7~ 3.8
42442	駒牽5号線	登米市中田町石森字蓬田 88番1地先 登米市中田町石森字蓬田 87番6地先	68.3	1.9~ 2.0
42443	加賀野北用水2号線	登米市中田町石森字駒牽 381番7地先 登米市中田町上沼字西桜場 130番1地先	1231.7	2.5~ 5.7
42444	加賀野北用水4号線	登米市中田町石森字駒牽 381番6地先 登米市中田町石森字蓬田 111番1地先	589.2	3.0~ 6.1
42445	野元北3号線	登米市中田町石森字野元 13番地先 登米市中田町石森字野元 29番5地先	422.1	5.0~ 8.1
42446	野元北4号線	登米市中田町石森字駒牽 393番1地先 登米市中田町石森字野元 45番2地先	280.2	3.0~ 6.5
42447	野元北1号線	登米市中田町石森字野元 101番1地先 登米市中田町石森字駒牽 413番3地先	606.3	4.4~ 7.0
42448	野元北5号線	登米市中田町石森字野元 127番7地先 登米市中田町石森字野元 110番1地先	205.4	4.0~ 5.1

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
42449	野元北2号線	登米市中田町石森字北駒牽 62番地先 登米市中田町石森字野元 110番1地先	446.5	5.0～ 6.6
42450	蓬田10号線	登米市中田町石森字蓬田 139番3地先 登米市中田町石森字北駒牽 69番地先	173.9	5.0～ 5.6
42451	蓬田11号線	登米市中田町石森字蓬田 157番6地先 登米市中田町石森字北駒牽 54番地先	159.3	5.0～ 5.0
60705	筒場塚6号線	登米市米山町中津山字筒場塚 229番2地先 登米市米山町中津山字筒場塚 221番地先	116.8	5.0～ 5.0
60706	筒場塚7号線	登米市米山町中津山字筒場塚 229番2地先 登米市米山町中津山字筒場塚 221番地先	229.2	6.0～ 6.0
60707	筒場塚8号線	登米市米山町中津山字筒場塚 233番2地先 登米市米山町中津山字筒場塚 229番2地先	67.7	3.0～ 3.0
90104	締切沼線	登米市津山町柳津字幣崎 811番2地先 登米市津山町柳津字黄牛石生 101番2地先	978.9	3.5～ 13.4
90205	外の峯線	登米市津山町横山字新青木 7番地先 登米市津山町柳津字幣崎 815番2地先	3384.4	3.0～ 8.3

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
90349	湛涯線	登米市津山町柳津字谷木 312 番 1 地先 登米市津山町柳津字谷木 327 番 4 地先	461.9	2.7~ 6.8
90397	新岩前 4 号線	登米市津山町柳津字黄牛新岩前 121 番 2 地先 登米市津山町柳津字黄牛新岩前 32 番 2 地先	263.8	2.3~ 3.9
90398	新岩前 5 号線	登米市津山町柳津字黄牛新宇名 67 番 1 地先 登米市津山町柳津字黄牛新宇名 45 番 2 地先	290.6	3.0~ 4.2
90399	新岩前 6 号線	登米市津山町柳津字黄牛新宇名 307 番地先 登米市津山町柳津字黄牛新山窪 192 番 2 地先	201.8	3.2~ 5.5
90458	北沢下青木線	登米市津山町横山字新山梨子坂 1 番 1 地先 登米市津山町横山字北沢上 77 番地先	2341.3	3.0~ 7.5
90459	北沢上 1 号線	登米市津山町横山字新山梨子坂 70 番 1 地先 登米市津山町横山字北沢上 68 番地先	94.0	3.2~ 7.3
90460	北沢上 2 号線	登米市津山町横山字新殿田 19 番 2 地先 登米市津山町横山字北沢上 25 番地先	97.9	3.1~ 6.4
90461	横森 2 号線	登米市津山町横山字細屋 20 番 4 地先 登米市津山町横山字新山梨子坂 9 番 4 地先	53.9	4.4~ 8.9

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
90462	横森1号線	登米市津山町横山字細屋 29番1地先 登米市津山町横山字細屋 34番3地先	123.1	5.0～ 9.5
90463	南沢中線	登米市津山町横山字細屋 138番2地先 登米市津山町横山字細屋 90番17地先	245.1	3.0～ 8.6
90464	細谷線	登米市津山町横山字細屋 167番3地先 登米市津山町横山字伊貝 68番3地先	715.2	4.0～ 8.8
90465	南沢1号線	登米市津山町横山字南沢上 63番地先 登米市津山町横山字新一の坪 63番2地先	1666.1	4.3～ 7.8
90466	南沢2号線	登米市津山町横山字伊貝 83番6地先 登米市津山町横山字南沢上 4番地先	143.6	5.0～ 8.0
90467	南沢3号線	登米市津山町横山字新一の坪 1番3地先 登米市津山町横山字新一の坪 102番2地先	127.3	4.0～ 5.8
90468	寺倉大畑支線	登米市津山町横山字寺倉 21番地先 登米市津山町横山字寺倉 33番3地先	94.2	3.2～ 5.6
90469	野尻支線	登米市津山町横山字野尻 220番地先 登米市津山町横山字野尻 245番2地先	171.3	3.8～ 6.3

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
90470	黒沢支線	登米市津山町横山字黒沢 14番7地先 登米市津山町横山字黒沢 14番6地先	89.3	2.7～ 5.5
90471	宮田前田沢線	登米市津山町横山字宮田 214番2地先 登米市津山町横山字前田沢 7番1地先	377.2	1.5～ 8.3
90500	締切沼5号線	登米市津山町柳津字幣崎 827番2地先 登米市津山町柳津字幣崎 751番1地先	408.5	3.5～ 4.7
90501	締切沼4号線	登米市津山町柳津字幣崎 827番1地先 登米市津山町柳津字幣崎 818番2地先	260.0	3.5～ 6.7
90502	締切沼2号線	登米市津山町柳津字幣崎 828番地先 登米市津山町柳津字幣崎 791番2地先	179.8	4.0～ 6.9
90503	締切沼3号線	登米市津山町柳津字黄牛新沼田 89番地先 登米市津山町柳津字幣崎 794番2地先	516.4	3.5～ 5.7
90504	締切沼1号線	登米市津山町柳津字幣崎 820番2地先 登米市津山町柳津字幣崎 808番2地先	106.9	4.2～ 5.5
90505	4丁目住宅線	登米市津山町柳津字本町 67番地先 登米市津山町柳津字本町 67番地先	54.8	2.2～ 3.0

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
90506	4丁目中通り1号線	登米市津山町柳津字本町 70番1地先 登米市津山町柳津字本町 70番2地先	54.8	3.4~ 4.3
90507	締切沼中3号線	登米市津山町柳津字締切沼中 86番地先 登米市津山町柳津字幣崎 605番2地先	676.2	2.7~ 4.8
90508	締切沼中1号線	登米市津山町柳津字幣崎 643番地先 登米市津山町柳津字幣崎 1番7地先	1026.2	3.5~ 6.1
90509	締切沼中2号線	登米市津山町柳津字幣崎 631番1地先 登米市津山町柳津字幣崎 600番4地先	318.1	2.7~ 5.5
90510	締切沼中4号線	登米市津山町柳津字締切沼中 81番地先 登米市津山町柳津字締切沼中 79番地先	245.3	2.7~ 5.0
90511	締切沼中5号線	登米市津山町柳津字幣崎 643番地先 登米市津山町柳津字締切沼中 62番地先	219.9	4.0~ 5.5
90512	締切沼上周回線	登米市津山町柳津字幣崎 714番1地先 登米市津山町横山字高谷地 52番地先	1870.7	2.7~ 9.6
90513	締切沼上1号線	登米市津山町柳津字締切沼上 35番地先 登米市津山町横山字高谷地 7番地先	333.0	4.5~ 5.0

路線 番号	路線名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
90514	締切沼上2号線	登米市津山町柳津字締切沼上 35番地先 登米市津山町柳津字締切沼上 32番地先	283.8	3.8~ 5.6
90515	締切沼上3号線	登米市津山町柳津字幣崎 640番1地先 登米市津山町柳津字幣崎 26番189地先	294.5	2.2~ 5.2
90516	秋葉山線	登米市津山町柳津字宮下 4番1地先 登米市津山町柳津字宮下 4番1地先	26.3	4.4~ 8.0
90517	田中支線	登米市津山町柳津字新幣崎 34番2地先 登米市津山町柳津字館石 9番17地先	126.6	2.6~ 3.9

議案第30号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

路線番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)
42005	中田中央線	登米市中田町上沼字大柳 6番3地先 登米市中田町上沼字八幡浦 14番地先	793.2	3.6～ 9.8
42138	東金谷2号線	登米市中田町上沼字東金谷 74番地先 登米市中田町上沼字東金谷 64番地先	232.0	2.0～ 7.7
42140	東金谷4号線	登米市中田町上沼字東金谷 131番1地先 登米市中田町上沼字東金谷 115番地先	286.7	2.0～ 4.0
42158	金谷・大柳浦線	登米市中田町上沼字新二丁田 88番地先 登米市中田町上沼字新大柳浦 237番地先	2855.3	2.0～ 5.1
42160	新二丁田1号線	登米市中田町上沼字新二丁田 97番地先 登米市中田町上沼字新二丁田 93番地先	70.0	2.1～ 3.1

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
42161	神ノ木浦 1 号線	登米市中田町上沼字神ノ木浦 179 番地先 登米市中田町上沼字新二丁田 77 番地先	380.2	2.0～ 2.6
42163	神ノ木浦 3 号線	登米市中田町上沼字神ノ木浦 77 番地先 登米市中田町上沼字新二丁田 28 番地先	438.9	2.0～ 5.8
42164	新二丁田 3 号線	登米市中田町上沼字新二丁田 137 番 1 地先 登米市中田町上沼字新二丁田 126 番地先	147.7	2.1～ 3.8
42166	要害浦 1 号の 1 号 線	登米市中田町上沼字南要害浦 73 番地先 登米市中田町上沼字北要害浦 63 番地先	503.4	2.0～ 3.8
42167	要害浦 1 号の 2 号 線	登米市中田町上沼字北要害浦 106 番地先 登米市中田町上沼字北要害浦 78 番地先	359.5	2.1～ 4.3
42169	要害浦 3 号の 1 号 線	登米市中田町上沼字南要害浦 211 番 1 地先 登米市中田町上沼字北要害浦 176 番地先	393.2	1.9～ 4.1
42170	要害浦 3 号の 2 号 線	登米市中田町上沼字北要害浦 194 番地先 登米市中田町上沼字北要害浦 187 番地先	125.6	2.0～ 4.8
42171	要害浦 4 号線	登米市中田町上沼字要害 65 番地先 登米市中田町上沼字北要害浦 198 番地先	390.3	2.0～ 5.9

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
42173	八幡浦 1 号線	登米市中田町上沼字八幡浦 121 番地先 登米市中田町上沼字八幡浦 169 番地先	659.6	1.9～ 4.3
42175	八幡浦 3 号線	登米市中田町上沼字八幡浦 22 番地先 登米市中田町上沼字八幡浦 249 番地先	387.0	2.0～ 2.8
42176	八幡浦 4 号線	登米市中田町上沼字館浦 88 番 4 地先 登米市中田町上沼字八幡浦 300 番地先	205.4	2.0～ 5.5
42177	八幡浦 5 号線	登米市中田町上沼字八幡浦 320 番地先 登米市中田町上沼字八幡浦 313 番地先	119.7	1.8～ 2.4
42190	桜場排水線	登米市中田町石森字蓬田 431 番 1 地先 登米市中田町上沼字北要害浦 12 番地先	3063.3	2.0～ 5.0
42191	落江線	登米市中田町石森字新新田 264 番 1 地先(左) 登米市中田町石森字新新田 153 番地先(左)	706.6	1.7～ 3.7
42192	森越戸江線	登米市中田町石森字蓬田 390 番地先 登米市中田町石森字新蓬田 22 番地先	133.5	1.7～ 3.5
42193	新蓬田 1 号線	登米市中田町石森字新蓬田 125 番地先(左) 登米市中田町石森字新蓬田 164 番 1 地先(左)	362.9	1.6～ 6.6

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
42194	新新田用水脇線	登米市中田町石森字新新田 70 番地先 登米市中田町石森字新新田 153 番地先	401.7	1.6～ 2.8
42195	給食センター線	登米市中田町石森字蓬田 347 番 3 地先(左) 登米市中田町石森字蓬田 315 番 2 地先	97.1	5.0～ 6.8
42197	新揚地 2 号線	登米市中田町上沼字新揚地 53 番地先 登米市中田町上沼字新小塚渡 36 番地先	571.1	2.0～ 5.1
42199	新揚地 4 号線	登米市中田町上沼字新揚地 163 番地先 登米市中田町上沼字中斉浦 201 番 1 地先	1217.1	1.8～ 5.7
42201	石森大柳 2 号線	登米市中田町上沼字新小塚渡 255 番地先 登米市中田町石森字小塚 91 番 2 地先	917.1	2.0～ 5.0
42202	石森大柳 3 号線	登米市中田町上沼字大柳 92 番 1 地先 登米市中田町石森字小塚前 147 番地先	1331.4	1.9～ 4.6
42203	石森大柳 4 号線	登米市中田町上沼字新大柳浦 50 番地先 登米市中田町石森字新茨島 4 番地先(左)	1327.7	2.0～ 3.9
42204	石森大柳 5 号線	登米市中田町上沼字新大柳浦 103 番地先 登米市中田町石森字新茨島 97 番地先	1440.7	2.0～ 6.3

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
42205	石森大柳 6 号線	登米市中田町上沼字新大柳浦 237 番地先 登米市中田町石森字新茨島 198 番地先	1475.7	2.0～ 8.0
42206	石森大柳 7 号線	登米市中田町上沼字大柳浦 84 番 1 地先(左) 登米市中田町石森字新茨島 311 番 2 地先	1501.3	2.0～ 7.8
42207	石森大柳 8 号線	登米市中田町上沼字大柳浦 99 番 3 地先 登米市中田町石森字新寺浦 1 番地先	1507.9	2.0～ 3.9
42208	新寺浦蓬田 1 号線	登米市中田町石森字新寺浦 150 番地先 登米市中田町石森字新蓬田 131 番地先	875.1	2.0～ 4.0
42209	新寺浦蓬田 2 号線	登米市中田町石森字新寺浦 213 番地先 登米市中田町石森字新蓬田 65 番地先	929.2	2.0～ 4.5
42210	新寺浦蓬田 3 号線	登米市中田町石森字新寺浦 271 番 1 地先 登米市中田町石森字新新田 255 番地先	474.7	1.8～ 3.5
42211	新寺浦蓬田 4 号線	登米市中田町石森字新寺浦 292 番 1 地先 登米市中田町石森字新新田 267 番地先	134.9	1.9～ 5.2
42212	新蓬田 2 号線	登米市中田町石森字新蓬田 60 番 2 地先 登米市中田町石森字新蓬田 32 番 1 地先	261.4	1.8～ 4.1

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
42213	旧軌道3号線	登米市中田町石森字蓬田 348番7地先 登米市中田町上沼字中才裏 95番地先	1927.7	2.2～ 8.5
42214	中排水線	登米市中田町上沼字中斉浦 300番地先(左) 登米市中田町石森字新蓬田 173番地先	2009.2	2.0～ 5.6
42215	新田浦1号線	登米市中田町上沼字肱曲 11番1地先 登米市中田町石森字御蔵 278番地先	517.1	2.0～ 6.8
42216	新田浦2号線	登米市中田町上沼字新田浦 176番地先 登米市中田町石森字御蔵 291番地先	291.5	2.0～ 3.2
42219	大柳・御蔵線	登米市中田町上沼字大柳 18番1地先 登米市中田町上沼字中斉浦 82番地先	667.3	1.6～ 5.7
45022	駒牽1号線	登米市中田町石森字蓬田 2番1地先(左) 登米市中田町石森字北駒牽 237番地先	528.4	1.8～ 3.3
45023	駒牽2号線	登米市中田町石森字蓬田 19番地先 登米市中田町石森字駒牽 412番2地先	517.2	1.6～ 3.6
45024	駒牽3号線	登米市中田町石森字蓬田 42番1地先 登米市中田町石森字駒牽 414番1地先	444.0	1.6～ 2.9

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
45025	駒牽 4 号線	登米市中田町石森字蓬田 58 番 1 地先 登米市中田町石森字北駒牽 117 番地先	217.0	2.0～ 4.5
45026	駒牽 5 号線	登米市中田町石森字蓬田 88 番 1 地先 登米市中田町石森字北駒牽 217 番地先	540.4	1.7～ 2.6
45027	駒牽 6 号線	登米市中田町石森字北駒牽 80 番地先 登米市中田町石森字北駒牽 87 番地先	147.2	2.0～ 4.0
45028	駒牽 7 号線	登米市中田町石森字北駒牽 106 番地先 登米市中田町石森字北駒牽 113 番地先	156.8	2.0～ 2.4
45029	駒牽 8 号線	登米市中田町石森字北駒牽 203 番地先 登米市中田町石森字駒牽 379 番 1 地先	331.3	2.0～ 2.9
45032	野元北 1 号線	登米市中田町石森字野元 101 番 1 地先 登米市中田町石森字野元 25 番地先(左)	622.5	4.3～ 6.3
45033	野元北 2 号線	登米市中田町石森字野元 102 番 1 地先 登米市中田町石森字野元 135 番地先	579.9	1.6～ 5.0
45035	蓬田 9 号線	登米市中田町石森字北駒牽 57 番地先 登米市中田町石森字蓬田 124 番 5 地先	233.1	2.0～ 3.0

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
45123	加賀野北用水 2 号 線	登米市中田町上沼字新田 130 番地先 登米市中田町石森字蓬田 119 番 2 地先	812.0	2.5～ 5.0
90104	ノ切沼線	登米市津山町字幣崎 810 番 1 地先 登米市津山町字黄牛新沼田 143 番 1 地先	970.8	3.6～ 13.4
90205	外の峯線	登米市津山町字新青木 7 番地番地先 登米市津山町字新山梨子沢坂 160 番 1 地先	3296.7	2.5～ 9.0
90349	湛涯線	登米市津山町字黄牛田高畑 12 番 1 地先 登米市津山町字黄牛田高畑 5 番 89 地先	158.7	4.0～ 11.3
90382	秋葉山線	登米市津山町字宮下 4 番 1 地先 登米市津山町字宮下 4 番 1 地先	40.2	4.3～ 10.0
90401	境塚線	登米市津山町字幣崎 404 番地先 登米市津山町字幣崎 337 番地先	614.4	2.7～ 6.5
90417	横森線	登米市津山町字細屋 29 番 1 地先 登米市津山町字細屋 34 番 3 地先	163.3	4.9～ 9.5
90420	野尻支線	登米市津山町字野尻 220 番地先 登米市津山町字野尻 224 番地先	85.9	3.6～ 6.3

路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)
90427	細屋線	登米市津山町字新細屋 60番1地先 登米市津山町字細屋 81番2地先	642.9	2.4~ 6.0

議案第 31 号

平成 29 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について

平成29年度登米市病院事業会計のうち、他会計負担金をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金38,000,000円をもって補填するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 引当金計上する貸付金

(単位：円)

名称	貸付年度	貸付金額	資本剰余金	帳簿残高
医学生奨学金貸付金	平成29年度	14,400,000	14,400,000	14,400,000
看護師奨学金貸付金	平成29年度	23,600,000	23,600,000	23,600,000
合計		38,000,000	38,000,000	38,000,000

2 資本剰余金を処分する日付

平成30年3月31日